

陸上自衛隊下志津駐屯地における
「現金自動預け払い機（ＡＴＭ）」
の設置及び経営

募 集 要 領

令和５年１０月

陸上自衛隊 高射学校

募 集 要 領

1 概 要

千葉市若葉区若松町902に所在する陸上自衛隊下志津駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、現金自動預け払い機（以下「ATM」という。）の設置及び経営する金融機関を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 銀行法第4条の許可を有する金融機関であること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用条件及び業務上必要とされる関係法令並びに諸規則等を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、ATMの経営のすべてを自社で遂行できること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者であること。
- (12) 当駐屯地において実施する「説明会」に参加できること。

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び業者数

ア 業 種：ATMの設置・経営

イ 業者数：1社程度

(3) 使用許可期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

（設置及び撤去等に要する期間を含む。）

※ 必要に応じて、一度限り更新することができる。

- (4) 設置施設の所在地及び名称
 - ア 所在地：千葉県千葉市若葉区若松町902
 - イ 名称：陸上自衛隊下志津駐屯地
- (5) 使用料
 - 国有財産使用料及び電気料金等を含め、別途徴収する。この際、消費税率の変更が実施された場合は、当時の消費税分を含めた料金を徴収する。
- (6) その他
 - 仕様書（その1）及び仕様書（その2）のとおり。

4 公募期間及び募集要領等の交付

- (1) 期間
 - 令和5年10月18日（水）～同年10月31日（火）
- (2) 交付時間
 - 午前9時～午後4時（午後1時から午後2時及び土・日・祝日を除く。）
- (3) 交付場所及び要領
 - ア 陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班にて交付する。
 - イ 郵送にて請求する場合は、250円切手を貼付した封筒（角2号）を送付すること。
 - ウ 陸上自衛隊高射学校ホームページ（ダウンロード可）に公開する。

5 公募業者説明会

本説明会に欠席した業者は、公募に参加できない。

なお、本説明会の参加条件として、参加申込書にて公募期間中に参加登録していることが必要である。

- (1) 日時
 - 令和5年11月7日（火）10：00～12：00
- (2) 場所
 - ア 公募説明会：下志津駐屯地厚生センター多目的室
 - イ 現場説明会：下志津駐屯地ATM設置予定場所
- (3) 携行品等
 - ア 携行品：募集要領、仕様書及び印鑑
 - イ 提出書類：誓約書、役員名簿（原則として、返却しない。）
- (4) 申し込み登録要領
 - 希望する業者（2名以内）は、令和5年10月31日（火）午後4時（必着）までに、公告の公募説明会（ATM）参加申込書（別紙）に必要事項を記入し、持参・郵送又はFAXにより提出すること。

6 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出
 - 設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書（別紙第1） 1部
 - (イ) 企画提案書（別紙第2） 1部
 - 次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。
 - a 主な手数料
 - b 営業日及び営業時間
 - c 支店等の所在地・営業時間及び支店等から下志津駐屯地までの所要時間

- d 施設管理（A T Mの管理要領）
 - e 省エネルギー・環境対策、ごみ・廃棄物の処分方法
 - f 災害発生時の会社の対応及びA T M本体の機能
（災害発生時、A T Mに対応する機能があれば詳細に記載）
 - g メンテナンス及びアフターサービスについて
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）
 - i 衛生管理方法及び法令遵守状況
 - j クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - k 下志津駐屯地における営業方針（利用する際の利点）
 - l その他のアピールポイント
 - (ウ) 企画提案書付属書類 1部
A T Mレイアウト、その他企画提案書の具体的資料等
 - (エ) その他関係書類：各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
 - a 業務確約書（別紙第3）
 - b 登記簿謄本（法人業者）
 - c 営業経歴書（任意様式、パンフレット可）
 - d 財務諸表（直近のもの）
 - e 直近の法人税に関する納税証明書
その3の3
 - f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - g 印鑑証明書
発行後3か月以内のもの
 - h 誓約書（別紙第4）（説明会時に必ず提出）
 - i 役員名簿（別紙第5）（説明会時に必ず提出）
 - j 合否判定書類送付用封筒
住所、業者名、担当者氏名等を記載したA4用角型2号封筒に140円切手を貼り付けた状態で提出
- 注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。
- イ 提出先
陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校厚生課厚生班（担当：飯田）
（住所）〒264-8501 千葉県千葉市若葉区若松町902
（電話）043-422-0221（内線：277）
 - ウ 提出期限
誓約書及び役員名簿を除くその他の書類
令和5年11月15日（水）午後4時迄（郵送の場合は、必着）
- (2) 応募に当たっての留意事項
- ア 応募の失格
次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。
 - (ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - (イ) 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
 - (ウ) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - (オ) その他、違反と認められる場合
- イ 提出された資料は原則として返却しないものとする。

(3) 企画提案書等の修正の禁止

原則として、申請書等の提出後、書類の変更、修正、差し替え、削除及び追加を禁止する。

7 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。
- (2) 複数の応募があった場合は、プレゼンテーションを実施する場合がある。その場合の日程等は別途通知する。また、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果等

(1) 決定年月日

令和5年11月28日（火）

ただし、前項(2)に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。

(2) 結果通知要領

決定日以降、応募参加業者全てに合否判定書類を送付し、決定業者の発表と替えさせていただきます。

※ 決定結果、決定理由等の細部については回答いたしません。

また、提出された審査書類等についても返却しませんので、あらかじめご了承ください。

9 業者決定後の提出書類等

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途配布する。）

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

令和5年12月12日（火）

10 問い合わせ先

〒264-8501 千葉県千葉市若葉区若松町902

陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班 担当：飯田

電話番号：043-422-0221（内線277）

F A X：043-422-0551（高射学校総務部会計課）

時 間：午前9時から午後4時までとする。

（ただし、午後1時から午後2時の間及び土・日・祝日を除く。）

申 請 書

令和5年 月 日

陸上自衛隊
高射学校長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 ⑩

法人・個人の別
担当者氏名： ⑩
電 話：
F A X：

千葉県若葉区若松町902に所在する陸上自衛隊下志津駐屯地において、現金自動預け払い機（ATM）の設置・経営を行うことについて希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請を行う業種

業 種	場 所
ATMの設置・運営	陸上自衛隊下志津駐屯地内

注1：1業者毎につき、1部提出してください。

注2：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社名：

設置希望場所：下志津駐屯地

1 主な手数料
2 営業日及び営業時間 (1) 営業日： (2) 営業時間：
3 支店等の所在地・営業時間及び支店等から下志津駐屯地までの所要時間
4 施設管理（ATMの管理）（200字以内）
5 省エネルギー・環境対策、ごみ・廃棄物の処分方法（200字以内）
6 災害発生時の会社の対応及びATMの機能（200字以内）

7 メンテナンス及びアフターサービスについて（200字以内）
8 従業員管理（身元管理、健康管理等）（200字以内）
9 衛生管理方法及び法令遵守状況（200字以内）
10 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）
11 下志津駐屯地における営業方針（200字以内）
12 その他のアピールポイント（200字以内）

業務確約書

令和5年 月 日

陸上自衛隊
高射学校長 殿

陸上自衛隊下志津駐屯地における現金自動預け払い機（ATM）の設置及び経営の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名

⑩

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

⑩

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約を反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊
高射学校長 殿

令和5年 月 日

〒本社(店)所在地
電話番号
商号又は名称
代表者の氏名

